

25八議庶発第393号

平成26年3月13日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

災害対策議会本部長

八王子市議会議員 小 林 信 夫



降雪対応に関する要望書

この度の記録的な大雪による市内全域での被害に対し、八王子市議会は平成26年2月17日「災害対策議会本部」を設置し、市の雪害対策活動を支援するとともに、議員それぞれが地域において雪害対応に取り組んだところである。

このほど、今回の取り組みを踏まえ、別紙のとおり要望事項を取りまとめたので、市民の安全・安心の確保のため、措置を講じられるよう要望するものである。

1. 除雪対応に関すること

- (1) 市民生活への影響が大きい場所（駅周辺、幹線道路、行政施設、病院等）から優先的に除雪を行うこと
- (2) 公共交通機関の早期復旧支援に努めること
- (3) 地域特性（中心市街地、住宅地、山間部、NT等）に応じた除雪に努めること
- (4) 不急な行政サービスから除雪作業業務への従事者の振替え等により、集中的に除雪にあたること
- (5) 地域や生活道路の除雪作業を行うための方策について、有償での対応も含めて検討すること

2. 雪の仮置き場、雪の処分にすること

- (1) 仮置き場を市内各地域に計画的に配置すること
- (2) 道路、集合住宅、中心市街地、公園などに集められた雪の回収を行うこと
- (3) 集めた雪を河川に流して処理できるよう関係機関と調整すること
- (4) 排水溝や防火水槽の上に雪が集積されないよう対策を講じること

3. 対策本部に関すること

- (1) 初動対応の迅速化を図ること（過剰と思われても準備をすべき）
- (2) 降雪予報段階で対策本部を設置すること
- (3) 市長の権限を強化するための法的整備を検討すること（路上駐車車両の撤去など）
- (4) 地域毎に対策本部を設置すること

4. 協力体制の構築に関すること

- (1) 国、都、市の連携強化を図り、役割分担を明確に規定するとともに、費用弁償などについても体系的に整備すること
- (2) 関係各機関（警察、消防、電気、電話、ガス、公共交通）との連携強化を図ること
- (3) 町会自治会との連携を整理し、協力要請を行うこと（自宅前、通学路等）
- (4) 指定管理者との連携を整理し、協力要請を行うこと
- (5) 市内に事務所のある企業との連携を整理し、協力要請を行うこと
- (6) 学生や生徒への協力要請を行うこと
- (7) 公共工事を請け負っている業者との連携を整理し、協力要請を行うこと
- (8) 災害弱者である1人暮らしや、高齢者世帯へのサポート体制を構築すること
- (9) 除雪ボランティアによる支援体制を構築すること
- (10) 協力主体への費用弁償にも配慮した対策を講じること

5. 公共交通機関に関すること

- (1) バス事業者、電車事業者との連携を強化し、運行状況や運休理由、運行開始の目途等、市民に的確に情報提供できる方策を講じること。

6. 情報収集・情報提供に関すること

- (1) 降雪に関する情報や除雪に関する情報を細やかに提供すること。併せて、その他市民生活に

- 影響する情報（道路状況・ごみ収集等）に関しても提供すること
- (2) 多様な情報機器を活用した情報提供を行うこと
- (3) 地域に居住している職員を担当職員として当該地域ごとに割り振り、情報収集に努めるなど雪害状況、交通状況等を迅速に本部に集約する仕組みを構築すること
- (4) 集約した情報を迅速かつ確実に市民に周知できる体制を構築すること
- (5) 今回の降雪に対する意見・感想等を広く市民から求めること

7. 除雪用重機や除雪車（機）等の確保に関すること

- (1) 委託業者だけでなく、重機を所有する市内業者が除雪作業に従事してくれるよう協定を結ぶなど方策を講じること
- (2) 自主防災や町会・自治会による小型除雪機購入時の支援を行うこと。また、購入後のメンテナンスも含め管理状況の把握を行うこと
- (3) 近隣自治体との連携による除雪車の配備等について検討すること
- (4) 自主防災組織への支給物に除雪スコップ等を追加すること

8. 罹災者に関すること

- (1) 罹災証明の使途について、ホームページで説明すること
- (2) 車庫、カーポート、ベランダ、テラス等の破損被害の状況について、情報を集約し被害の把握に努めること
- (3) 市として見舞金の支給等を行うこと
- (4) 農業被害に対して実態を把握し、適切な補償・支援策を講じること

9. 市民への意識啓発に関すること

- (1) 市民に、2、3日分の食糧の備蓄を促すなど、日頃から防災意識の啓発に努めること
- (2) 雪かきのマナー等に関して基本的なルールを定め周知に努めること
- (3) 冬季に発行する広報により、降雪への注意喚起を図ること

10. 安全対策に関すること

- (1) 通学路の安全を確保し、安全性が確認できた時点で利用させること
- (2) 積雪による公共施設の損傷の有無について確認し、安全を確保すること
- (3) 市内アーケードの総点検を行い、安全を確保すること
- (4) 積雪の多かった箇所や凍結危険箇所については、ピンポイントで対策を講じること
- (5) 塩化カルシウムを希望者が入手し易いよう、各所に配備すること

11. 大雪・雪害対策マニュアルの作成に関すること

- (1) 上記の要望事項を踏まえ、降雪前、中、後と段階別に対策を明確にするとともに、本市の地域特性（市街地、住宅地、山間部、NT等）に対応した実践的なマニュアルを早急に作成すること
- (2) 職員、市民だけでなく、国、都、関係各機関、町会・自治会、事業者など様々な主体に対しても周知徹底を図ること

(3) その他マニュアルで規定すべき事項

- ・除雪作業を完了させる予定日数
- ・除雪作業人員の効率的かつ柔軟な配置
- ・対策本部の構成員

12. その他

- (1) 2月8日の降雪により都知事選挙の投票率が大きな影響を受けた。投票所の増設や、緊急時の対応について検討すること。